別　紙

④ VCにおけるベンチャーファンド会計基準の見直し

**＜ファンド連結について＞**

2006年9月8日に企業会計基準委員会から公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準および影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」では、VCが投資事業組合の業務執行権の過半を有する場合には、支配に該当することとされ、その投資事業組合を連結した連結財務諸表の作成を求めている。本実務対応報告は、当時、投資事業組合に係る不適切な会計処理が指摘されたことにともない導入されたものであるが、その後、見直しが行われていない。

健全なVC業界の発展のために、VCを専業とする上場VCの連結財務諸表に関し、個別財務諸表上、貸借対照表および損益計算書双方について持分相当額を計上する方法（いわゆる総額法）を採用している場合には、投資事業組合を連結の範囲に含めないとすることが相当である。

その他、投資事業組合の出資者への投資先株式等による現物分配の会計処理についても、出資者とVCとの会計処理の整合性を重視する実務慣行が尊重されるべきである。

**＜会計上の投資評価基準の一本化＞**

現状の投資事業有限責任組合に関する法律（以下「有責法」）における投資の評価基準を金融商品に係る会計基準における評価基準に一本化することを要望する。

上述のようにグローバル基準への対応が迫られる中、日本におけるファンドをめぐる会計上の評価基準として、有責法に準拠した評価方法と、金融商品に係る会計基準における評価方法と2通りの評価基準が存在する。

有責法ファンドにおいては有責法において定められた評価基準により決算書作成が義務付けられている一方、出資者において自社の決算に取り込むにあたっては金融商品に係る会計基準による決算書が必要であるため、ＧＰの多くは出資者の便宜を図るため2通りの決算書を作成しているのが実状である。

つまり、現状ＧＰは、会計上2通りの決算書を作成し、かつ上述のグローバル基準への対応も迫られた場合には３つの評価基準に対応しなければならないこととなる。

会計上の評価基準が一本化され、かつ出資者から要望されるパフォーマンス評価と開示に関する基準が整備されれば、かなりの事務負担及び混乱の軽減に繋がる。